

問合せ 市民安全課 (☎ 76 - 1137)

高齢者後付け急発進等抑制装置設置費補助金の受付

65 歳以上の市民が運転する自家用の車両に、後付けの急発進等抑制装置を取り付ける場合にかかる費用の一部を補助します。

補助対象者
65 歳以上の市民

補助額

上限額 障害物検知機能付き **32,000 円**
障害物検知機能なし **16,000 円** ※対象経費の 4/5

補助対象物品

国の認定を受けた装置 (取付工賃含む)

装置を取り付ける前に申請が必要です。
取り付ける装置により、補助上限額が異なります。事前に市民安全課へご相談ください。
※令和 3 年 1 月末日までの受付です。



防犯対策補助金の受付

防犯対策補助金の対象となる物品が変更になり、領収書の有効期限が **2 カ月** となります。



対象となるもの

- ・防犯ガラス ・防犯フィルム
- ・録画機能付き防犯カメラ
- ・センサーライト
- ・録画機能付きインターフォン
- ・迷惑電話防止装置付き電話機
※電話機は 65 歳以上に限る

対象とならないもの

- ・鍵の交換
- ・自家用車両用ハンドルロックカバー
- ・盗難防止装置
- ・防犯ジャリ

補助対象者

市に住民登録があり、居住している世帯主
※ 1 世帯につき 1 回限り (過去に受けている場合は対象外)

補助金額

防犯対策経費 (消費税および地方消費税の額を含む) の 1/2 (100 円未満は切り捨て)。
※最高限度額は一世帯あたり 1 万円

空き家対策事業のご案内

問合せ 都市計画課 (☎ 39 - 6534)

空き家の除却工事費の一部を補助します

4 月 1 日から、老朽化した空き家もしくは倒壊または建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家を除却する場合、その経費の一部を補助する制度を開始しました。

対象者	所有者等 (共有の場合はその共有者全員の同意を得ている者に限る)
対象とする建築物	空き家であって次に掲げる要件全てを満たすもの ◆老朽空き家または危険空き家 ◆1 年以上使用されていない空き家で 1/2 以上が居住の用に供されていたもの ◆木造 ◆個人が所有するもの ◆所有権以外の権利が設定されていないもの
その他	◆敷地内の建築物、工作物および樹木等を全て除却し、更地にすること

補助金

上限 20 万円 (補助率 1/2)

老朽空き家

築 22 年以上を経過した空き家

危険空き家

住宅の不良度判定により評価が 100 以上となる住宅地区改良法第 2 条第 4 項に規定する不良住宅の空き家

申込み

事前に都市計画課へ相談の上、除却工事事業者と契約する前に必要書類を添えて申請してください。



空き家の発生を抑制するための特例措置

国は、空き家の発生を抑制するための特例措置として、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、相続日から起算して 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで、かつ、特例の適用期限である令和 5 年 12 月 31 日までに、当該家屋または取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋または土地の譲渡所得から 3,000 万円を特別控除しています。

詳細はこちら▶

